

平成 年(ケ)第 号

債権者 株式会社

債務者

所有者

書留郵便に付する送達の上申書

東京地方裁判所民事第21部 御中

平成 年 月 日

債権者 株式会社

債権者代理人 印

(電話 03 - -)

上記当事者間の御庁平成 年(ケ)第 号担保不動産競売申立事件について、債務者 及び所有者 に対する競売開始決定正本の送達が、いずれも全戸不在との理由で不奏功となっていますが、別紙調査報告書記載のとおり、同人らの就業場所は判明せず、かつ、住所地における同人らの所在が確認できたので、同人らに対し、書留郵便に付する送達を実施されるよう上申します。

添付書類

- | | |
|-------|----|
| 1 報告書 | 1通 |
| 2 住民票 | 2通 |

平成 年(ケ)第 号

債権者 株式会社

債務者

所有者

報 告 書

東京地方裁判所民事第21部 御中

平成 年 月 日

債 権 者 株式会社

債権者代理人 印

(電話 03 - -)

上記当事者間の御庁平成 年(ケ)第 号担保不動産競売申立事件について、債務者 及び所有者 の就業場所及び所在について調査したので、報告します。

1 債権者(株式会社)において把握していた両名の住所地は、住民票と同じく港区 町1-1-1-412であり、電話番号は03-1234-5678であった。

また、就業場所は、所有者 については把握しておらず、債務者 について把握している最終の就業場所は××株式会社の 部(電話03 - -)であった。

2 平成 年 月 日，当職が，上記自宅の電話番号（03 - 1234 - 5678）に架電したところ，「この電話は現在使われておりません。」とのメッセージであった。

また，同月 日午前10時7分，当職が債務者 の就業場所である ××株式会社の 部（電話03 - - ）に架電し，債務者 について聴取したところ，「同人は平成 年11月1日に契約が切れ，その後は関係がない。その後の同人の就業場所，所在についてはわからない。電話も通じないし，郵便物を出しても返事は来ず，住所地に行っても応答がない。」とのことであった。

3 平成 年 月 日午後1時10分～1時40分，当職が債務者 及び所有者 の住所地である「 マンション」（港区 町1 - 1 - 1）に赴き，同マンションの管理人 氏に面談したところ，「債務者 も所有者 もこのマンションの412号室に住んでいることは間違いない。しかし最近では，中にいても玄関のベルにはまったく応答しない。（所有者）は高齢で体の具合も悪く，家にいるだけで特に働いてはいないようである。（債務者）は，夜になるとどこかへ出かけるが，そう長い時間ではない。現在，どんな仕事をしているのかもわからない。」とのことであった。

4 以上のとおり，債務者 及び所有者 の就業場所は，調査したが判明しなかった。また，聴取の結果，両名は，住民票上の住所である港区 町1 - 1 - 1 - 412に居住していることが確認できた。

以 上